

各市町村からのご意見等と
その対応の方向性について

平成25年5月29日

環境省

候補地の提示に関するアンケートの概要

■ アンケートの実施概要

➤ 前回(3月28日)の市町村長会議後、宮城県から各市町村長宛に以下の4項目についてアンケートを実施いただきました。

① 候補地の提示方法について

(1箇所提示か、複数箇所提示後に絞り込むか)

② 候補地の選定にあたり考慮すべき地域の実情について

③ 地域振興策について

④ その他の意見・質問等

➤ 4月30日までに、30市町村からご回答いただき、その結果概要は有識者会議においてご紹介させていただきました。

➤ アンケートの結果に基づき、宮城県における今後の候補地選定の進め方について、環境省の考え方をお示しします。

①候補地の提示方法について

候補地の提示方法に関する結果概要

■集計結果について

アンケートの選択項目と、集計結果は以下のとおりでした。

- ①複数候補地の提示を受けて段階的に絞り込み → 10市町村
- ②絞り込みのプロセスの明示を受けた上で1箇所の提示： → **17市町村**
- ③その他 → 3市町村

■今後の対応について

アンケート結果を踏まえ、市町村長会議において議論を行う。

候補地の提示方法について

■宮城県では、以下の手順で候補地を提示したいと考えます。

- ① 安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出
- ② ①の結果について市町村長会議及び有識者会議で報告。以降のスケジュールについて説明

----- 以下は非公開のプロセス-----

- ③ 選定手順に基づく候補地の抽出
- ④ 候補地に対する詳細調査の実施
- ⑤ 有識者による候補地の評価

----- 以下は公開のプロセス-----

- ⑥ 最終候補地を市町村長会議に提示

市町村長のご意見の中には、

- 複数候補地から段階的に絞り込むには困難が伴う
- 市町村間の摩擦が生ずる

等の指摘が多数あり、この意向を踏まえ、③から⑤の作業を非公開とするもの。

なお、候補地の選定対象となる地域については、前回の市町村長会議の結果を踏まえ、国有林だけでなく県有地も含めて検討することとしています。

②候補地の選定にあたり考慮すべき
地域の実情について

地域の実情に関するご意見の概要

■いただいたご意見の概要

➤ 以下のような点についてご意見をいただいた。

- ・水源保護条例との関係
- ・水源への影響 ・自然災害への対応
- ・農林水産物の産地であることや地元主要産業への影響
- ・観光への影響 ・自然、動植物への影響
- ・廃棄物処理施設立地に係るこれまでの経緯

➤ 上記のような項目について、選定基準とするよう求めるご意見もあれば、地域の現状としてご意見をいただいたものもありました。

➤ ご意見の詳細については、別添のとおりです。

水源保護条例との関係について

■ご意見への考え方

- 最終処分場を設置するにあたって、水源に影響を及ぼさないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- 条例により水道水源地域等を定め、廃棄物処理法に基づく最終処分場等の立地規制を行っている場合がありますが、今回計画している埋立地は、水を一切排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、候補地と水道用水や農業用水の取水口からの距離で評価を行うこととしています。

水源への影響について

■ご意見への考え方

- 最終処分場を設置するにあたって、水源に影響を及ぼさないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- そのため、今回計画している埋立地は、放射性汚染物質対処特措法の処理基準に基づいて処分するものであり、埋立地は水を一切排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、加えて、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、候補地と水道用水や農業用水の取水口からの距離で評価を行うこととしています。

自然災害への対応について

■ご意見への考え方

- 指定廃棄物の処分にあたっては、適切な構造の施設を建設することとしていますが、候補地の選定において避けるべき地形・地盤に起因する以下の自然災害を避けることとしています。

①地すべり ②斜面崩壊 ③土石流 ④洪水 ⑤雪崩
⑥地震(活断層及びその近傍) ⑦津波 ⑧火山噴火 ⑨陥没

- このような考え方に基づいて、安全な処分に万全を期してまいりたいと考えております。

農林水産物の産地であることや地元主要産業への影響について

■ご意見への考え方

- 今回計画している埋立地は、水を一切排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、選定対象となる土地の中から生活空間との近接状況や水源(水道用水、農業用水)との近接状況を考慮した候補地を選定することで、ご指摘のような農業への影響、地元の主要産業、住宅の集積地への影響を考慮することができると考えております。

観光への影響について

■ご意見への考え方

- 観光については、候補地の選定において考慮することとした場合、地域特性に配慮すべき事項として、地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の案件に該当すると考えられます。
- 一方、観光という漠然とした概念では、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出することは困難であることから、観光地の規模及び範囲を特定する必要があります。
- このため、例えば以下の案が考えられます。

- ① 入込客数50万人以上(平成22年(震災前年)の観光統計概要における入込客数)の観光地を考慮
- ② 除外する範囲を以下とする
 - ・当該観光地が所属する市町村行政区(例:宮城県〇〇市△△では、△△のエリア)
 - ・当該行政区周辺の一定の範囲内(500m以内)
 - ・アクセス道路が限定され観光地を通過せざるを得ない候補地

自然、動植物への影響について

■ご意見への考え方

- 自然環境や動植物については、以下のとおり配慮します。
 - ① 施設の存在そのものが、特に貴重な自然環境の保全に影響を及ぼす可能性がある地域(具体的には、下記の地域)を除外します。

自然公園特別地域、自然環境保全地域特別地区、
鳥獣保護区特別保護地区 等

- ② また、適切な構造の施設を建設することで安全性を確保するとともに安心の観点から自然度を考慮します。

廃棄物処理施設立地に係るこれまでの経緯について

■ご意見への考え方

- 廃棄物処理施設の設置については、これまでも様々な反対運動が生じており、市町村長の皆様方にも大変ご苦労いただいているものと認識しています。
- 指定廃棄物の最終処分場については、安全の観点から万全を期すとともに、安心の観点からも十分に配慮を行い、丁寧な説明を行うこととしております。
- 廃棄物処理施設の設置についてこれまでに反対運動があったことを理由に、候補地の選定手順に反映することは適当ではないと考えます。

③地域振興策について

地域振興策に関するご意見の概要

■いただいたご意見の概要

- 地域振興策について、以下のようなご意見をいただきました。
 - 交付金や補助金制度の創設
 - 道路、上下水道、その他の公共施設等のインフラ整備
 - 過疎地域における就農支援や雇用促進等の振興策、
 - 農林漁業、産業への風評被害対策
 - その他（関係省庁と連携した対応、実情に即した柔軟かつ長期的な対応等）

地域振興策に対する考え方

■ご意見への考え方

- 関係省庁と連携して、政府全体としてしっかりと対応してまいります。
- 地域振興策に関する具体的な検討において、候補地が決まった段階で、地元のご意向を伺い、それを反映できるよう努力してまいります。

風評被害対策に対する考え方

■ご意見への考え方

- 正確な情報を示すことで、風評被害が発生しないようにすることが大事であり、まず施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいります。
- 今後、パンフレットの作成や、環境省・県のホームページの充実等を展開してまいります。

④その他のご意見・ご質問について

その他のご意見・ご質問に対する考え方

■ 災害対策・遮蔽機能について

➤ ご意見の概要

- 地震などの災害に対する安全性を確保すべき
- 恒久的に放射線を遮断できる構造にできるのか
- 地震等によって、放射能物質が外部に漏れいすることのない構造体とすること

➤ ご意見への考え方

- 処分場は、活断層や津波等の災害リスクの少ない安定した場所に設置します。
- 地震への対応については、地震応答解析を行い、極めて稀に発生する地震による力に対しても倒壊、崩壊せずに躯体を維持できることを確認することなどにより、耐震性・安全性を高めた構造とします。
- 埋立地は地下埋設型の2重のコンクリート構造であり、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置など、何重もの安全対策を施すこととしており、放射性セシウムの漏出を防止します。

その他のご意見・ご質問に対する考え方

■ 監視体制・モニタリングについて

➤ ご意見の概要

- 施設の維持管理や監視体制はどうなるのか
- 長期のモニタリングによる安全性の確認については、地下水等の放射性セシウム濃度の測定や、敷地境界等における空間線量モニタリングが必要
- 長期的な維持管理の体制について、環境省に専門部署等の設置等を検討しているのか

➤ ご意見への考え方

- 処分場では、埋立期間中から空間線量や地下水のモニタリングを実施します。
- 第1監視期間では、管理点検廊から目視でコンクリート構造物の健全性を確認し、敷地境界の空間線量が十分低い状態であることを確認します。
- 第2監視期間では、ベントナイト混合土の充填に切り替え、引き続きモニタリングを行い、結果を公表します。
- 監視体制については、市町村の皆様方ともよく相談をさせていただきます。 21

その他のご意見・ご質問に対する考え方

■事故対策について

➤ ご意見の概要

- 万全を期している原子力発電所において事故が起きたことを踏まえ、あらゆるリスクの提示、リスクへの対応等も併せて示す必要があるのではないか
- 万が一流出等の事故が発生したと場合の対応はどうするのか。

➤ ご意見への考え方

- 最終処分場の候補地の選定においては、地すべりや斜面崩壊など、想定される各種リスクについて考慮し、選定の対象から除外することとしています。
- 万一流出が発生した場合は、モニタリング井戸での水質監視により異常が把握できます。施設は2重のコンクリートや土壌等で覆われており、また、地中での浸透速度は遅いことから、遮水壁の設置などによる浸透遮断等の対応を行うことにより、影響を防止します。
- また、そのような場合は、直ちに関係自治体や周辺住民の方にご報告するとともに、事故内容に関し、最も適切と考えられる対策を講じます。